

平成 28 年度 清瀬市行政評価
(外部評価委員会報告書)

平成 28 年 8 月 26 日

清瀬市行政評価外部評価委員会

目次

第1章. 外部評価の概要	1
1. 外部評価の趣旨	1
2. 評価対象について	2
3. 外部評価の進め方	4
4. 外部評価内容	4
5. 外部評価結果の活用	5
第2章. 評価結果	6
1. 施策 123 文化・芸術・スポーツ活動の支援	6
2. 施策 213 生活の安定の確保及び自立・就労支援	8
3. 施策 321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育	11
4. 施策 432 商工業の振興	12
5. その他	15
資料	16
1. 平成 28 年度清瀬市行政評価外部評価委員会委員	16
2. 委員会日程	17
3. 委員会開催経過	17
4. 清瀬市行政評価実施要綱	19
5. 清瀬市行政評価外部評価実施要綱	22

第1章. 外部評価の概要

1. 外部評価の趣旨

✚ 客観性の確保・効果的な市政運営

「第4次清瀬市長期総合計画(平成28年度～平成37年度)」(以下、「4次長総」)に基づく計画的なまちづくりを推進するため、平成28年度より、4次長総で掲げる「施策」を単位とした「施策評価」を導入しました。

施策評価とは、施策の課題やその方向性等について評価を行った上で、施策の手段である「事務事業」の構成が、施策の成果に貢献しているかどうか等を検証するものです。

また、市民の皆さんに参加して頂くことによって、評価の客観性や妥当性を高めることに繋がります。

4次長総の実行性が確保され、更に効率的かつ効果的な市政運営が行われることをめざします。

✚ 市民への説明責任・透明性の確保

4次長総で掲げる将来像を実現するためには、戦略的な財政配分、事業選択が必要です。そのためには、市民の方々の理解が得られるよう、今まで以上に、丁寧かつ分かりやすい説明や、まちづくりへの興味・関心を高めるしかけづくりをし、市政への透明性を確保することが求められています。

清瀬市では、平成24年度より、識見を有する方をはじめ、公募による市民委員等が評価者となる外部評価を実施してきました。

平成28年度においては、無作為抽出による市民公募を行い、普段市政に関わりの薄い方々の関心を高めるとともに、サイレントマジョリティ(物言わぬ多数派)の意見を聴取することで、市民への説明責任や透明性について強化を図ります。

2. 評価対象について

清瀬市行政評価外部評価実施要綱第3条第2項に基づき、特に多角的な視点での評価を要すると判断した以下の4つの施策について外部評価を実施しました。

なお、対象施策は、4次長総の5つの分野のうち、行財政改革部分にあたる第5分野を除く、4つの分野からそれぞれ1施策ずつ抽出しました。

✚ 第1分野「暮らし」の分野から抽出

①施策 123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

施策の方向性

- 市民文化・芸術の充実と発展をめざします
- 誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる環境をつくります



✚ 第2分野「支え合い」の分野から抽出

②施策 213 生活の安定の確保及び自立・就労支援

施策の方向性

- 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います
- 虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います
- 就労に関する情報提供や相談支援を行います
- みんながともに支え合う地域福祉を推進します



✚ 第3分野「人づくり」の分野から抽出

③施策 321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育

施策の方向性

- 子どもたちの学力の向上を図ります
- 子どもたちの「撓やか(しなやか)で強か(したたか)な心(※)」と、豊かな人間性を培います
- 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします

※「若竹のような多少のことでは折れないしなやかさ」をイメージした言葉で、子どもに育みたい心の力として「豊かな人間性」に加え「心を鍛える」必要性を表しています。



✚ 第4分野「基盤づくり」の分野から抽出

④施策 432 商工業の振興

施策の方向性

- 商店街の振興・活性化を図ります
- まちに活気をもたらす新しい産業を育成します
- 商工業者の安定した経営を支援します



3. 外部評価の進め方

- ✚ 限られた時間を有効に活用するため、下記の2日間の行程で行われました。
 - 第1回 説明会
 - 第2回 評価会
- ✚ 説明会では、評価会に向けて、以下の点について確認し、事前に準備をしていただきました。
 - 行政評価制度の概要
 - 評価会における論点
 - 市の現状(財政状況・人口推計)
- ✚ 評価会では、2つのグループに分かれて2施策ずつ評価を行いました。
 - Aグループ
施策 123「文化・芸術・スポーツ活動の支援」
施策 321「『生きる力』『考える力』を育む学校教育」
 - Bグループ
施策 213「生活の安定の確保及び自立・就労支援」
施策 432「商工業の振興」
- ✚ 評価は、グループ毎に以下の手順で1施策 90 分間の時間をかけて行いました。
 - 事前配布資料に対する質疑応答(30 分)
 - 評価(60 分)
- ✚ グループ毎の評価後、全体での共有時間をもうけ、答申案をまとめました。

4. 外部評価内容

(事前準備)

- ✚ 事前準備として、施策の「目的」と「手段」、庁内評価を確認して頂きました。
 - 施策の「目的」…各施策の「10 年後の姿」及び「施策の方向性」をさします。
 - 施策の「手段」…各施策に関連する平成 27 年度に実施した事務事業をさします。
 - 庁内評価
…担当所管や内部の評価委員会による「平成 27 年度実績に対する評価」及び「施策を取り巻く環境」、「今後の施策課題」等をさします。

(評価)

- ✚ 各施策について、「施策を取り巻く環境」がどのような状況であるか意見を出し合い、各事柄が施策に及ぼす影響について考察しました。

《施策を取り巻く環境》

例:

- 市内で暮らす家族・友人・地域の声(=ニーズ)
- 他のまちの状況と清瀬市との比較
- 施策に関係のある事業に取り組んでいる企業やNPOなどの動向

- 法や制度の新設や改正などの動向
- 新たな技術の開発などの動向 など

《各事柄が施策に及ぼす影響》

例：

- 「施策を進めていく上で有利(役に立つ)」か「不利」か
- 「施策の必要性を高める」か「低くする」か など

✚ 各施策について、「今後の施策課題」の洗い出しを行いました。

例：

- ここ最近新たに発生している課題
- 依然として改善されていない課題
- 数年前は課題であったが状況が変わってきている課題 など

✚ 「施策を取り巻く環境」と「今後の施策課題」を踏まえて、施策全体の評価や今後の方向性について総括しました。

例：

- 「10年後の姿」達成のために〇〇は今あまり効果がでない
- 地域から〇〇の声が非常に多いので新たに〇〇に取り組むべき
- 〇〇はニーズがないのでむしろ新たに〇〇に注力すべき など

5. 外部評価結果の活用

✚ 評価結果は、「施策」の手段である「事務事業(予算事業)」の方向性を市が判断する上での情報とします。

- 評価結果を踏まえて、平成 29 年度予算編成の検討で活用を図ります
- 評価結果を踏まえて、4次長総・実行計画の見直しに反映させます。

第2章. 評価結果

下記のとおり、「施策を取り巻く環境」、「今後の施策課題」、「施策の総括」等について、施策毎に評価しました。

また、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第3条第2項及び第3項にかかる事項（行政評価制度の改善等）についても、下記のとおり「その他」としてまとめました。

1. 施策 123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

施策の方向性(まとめ)	
	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの人々の文化度を向上させるためには、文化活動の発表の場が大事である。既存の市民文化祭は2日間のみで、ほとんどの市民に周知されていないため、開催期間を数週間に伸ばし、学生の部活動等も取り込み、時間をかけて市域全体に周知することが必要である。 • 市域に点在する公共施設が一部の人々の利用に偏らないよう、多くの市民に周知されることが必要である。美しい自然や文化を感じることができる名所が書かれたマップの作成や、市の魅力を活かしたウォーキング大会の実施等を行い、地元の住民が地元について知り、語れるようになることで文化度を向上させることができる。住民一人一人のアイデンティティの創出や、市の活性化、魅力の高まりにも繋がる。 • 各講座については、参加者が高齢者に偏っているため、広く多世代の参加が必要である。各事業のポスターやチラシを公共施設に設置するだけでは特定の市民にしか伝わらないため、駅や飲食店等、多くの人々が集まり、目に留まる場所で発信することが必要である。
項目	委員の主な意見
下宿のスポーツ施設へのアクセス面の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 野球施設の駐車場が少ない。既存のものも砂利等で足元が悪い。 • 民間の有料駐車場も近くにないが、有料のものでも需要はある。 • 大きな駐車場が常時必要ではないのなら、大会等の際、臨時の駐車場で対応すればよい。 • 立地的に交通も不便で車が必須。 • 群馬県に小型バスを電話一本で利用できるサービスがある。清瀬市も乗降客が限られているので、コミュニティバスはもう少し小さくても良い。
観客席設置	<ul style="list-style-type: none"> • 下水処理施設の上のサッカー場に観客席を設置してほしい。
文化・芸術・スポーツの中心施設の	<ul style="list-style-type: none"> • 公共施設が市域に点在し、施設内の設備も様々で、近所にある施設しか分からない。ランドマーク的な施設があると良い。

設置	
文化・芸術・スポーツ施設の周知	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設が点在しており、市内のどこに何があるのか知らない人が多い。一目でわかる地図等で周知されれば、より多くの人が利用するようになり「10年後の姿」に近づく。 地図を置く場所も非常に重要。用事がある時にだけ足を運ぶ市役所や、その他の公共施設に置いてもほとんどの人が読まない。駅や店等、人が集まる場所に置き、知ってもらうことが大事。
文化度を上げることへの意見① (マップ)	<ul style="list-style-type: none"> 地元の住民が、清瀬の文化を緑の中で散策できる散歩コースを示し、地元について知り、語れるようになると良い。観光マップは紙媒体よりインターネット上に掲載する方が安価。 市民の主体的な活動への展開がなくても、個人の中で文化度が上がれば良い。例えば、まち歩きをして、地図に記した市内の名所を辿る等、文化・歴史の確認と健康維持の観点からオリエンテーリングのようにやることを提案したい。地元の住民が地元について知り、語れるようになることで文化度が上がる。 ウォーキングについて、清瀬市は歴史があり、川や野鳥も見られ、大会として実施すれば人が集まる。人が集まれば、まちも活性化される。
文化度を上げることへの意見② (フェスティバル)	<ul style="list-style-type: none"> 講座よりも、フェスティバルといった場の用意が重要。現在実施している市民文化祭は、2日間では短い。市民全体に徐々に認知されるためには、1カ月程の開催期間が必要。 学校の部活動と連携すれば保護者や友人が来て集客に繋がる。大学との連携も良い。文化系の部活動は発表の場が少ないので良い機会になる。
文化度を上げることへの意見③ (その他)	<ul style="list-style-type: none"> 実行計画におけるまちづくり指標の93団体は多い。十分、次に繋がっていると感じる。各講座が趣味に留まり発展性がないことはやむを得ない。 ニーズは多様化しており、行政が個人の希望にどこまで手を出すのか。やりたい人はお金を出してでもやるので、行政はそこまでやらなくて良い。
子どもが文化を育む環境	<ul style="list-style-type: none"> 児童センターも含め、駅の北口に施設が集まっている。子どもだけで行ける施設があると良い。 公園の遊具も一度壊れると撤去されたままである。子どもが遊べる環境も文化ではないか。映画「海よりもまだ深く」のタコ公園も撤去された。
各講座の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動のニーズ確認や見直しの方法が重要。特定の方しか参加していない点は課題である。

	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が高齢者の方に偏る点については、介護保険等、元々ある高齢者向けの事業に担わせたり、連携したりする方が良い。行政以外が実施しているものを紹介しても良い。 事業や各講座について知らない人が多い。参加について個別に案内したり、公共施設だけではなく、駅や店等の人の集まる場所に案内を置いたりすることが必要。
--	---

2. 施策 213 生活の安定の確保及び自立・就労支援

施策の方向性(まとめ)	
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に陥らない様、生活困窮者自立支援法に基づく取り組みの更なる推進や健康づくりの実施、ふるさとハローワークとの連携強化等、早い段階で支援を行うことが必要である。 生活保護の受給には至らないが、出産、育児、介護等によって離職した者への就労支援が求められる。 全国的な問題である生活保護受給者の頻回受診を含む、生活保護費の支給の適正化や不正受給の防止が重要である。 子どもの貧困や不登校、引きこもり等について、学習面や生活面に影響がないよう、高齢者人材を活用して支援する他、学校以外の居場所づくりを行い、ドロップアウトしても再び戻ってこられるしくみをつくる必要がある。 福祉施策への財源を確保する上でも、都市整備部門や企画部門等と連携して、働き盛りの30～40歳代を誘致するイメージ戦略を行い、定住促進を強化することが必要である。 交流の場づくりや市内の様々なサークルを繋ぐ支援等を行い、多世代による支え合いの地域づくりを進めることが必要である。
項目	委員の主な意見
財源確保のための若年世代の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 「老人のまち」との印象が強いが、通勤もしやすく、若い人も住みやすいまちである。若い人は給料が安く、子育てにお金がかかるので、子育てを考えている世代が共存できる制度がほしい。また、働き盛りの30～40歳代を誘致する手段を講じてほしい。広報活動等のイメージ戦略を行い、定住促進の強化を。 若い世代を呼び込むイメージ戦略やインフラ整備が必要。これらは福祉部門だけではなく、都市整備や企画部門と連携し、福祉施策への財源を確保する必要がある。 財政のために、例えば震災等で住宅を失った方等、外部から若い人が住むことが必要。清瀬市は子どもを育てるには良い環境。高齢者の方が多いので小さい子どもを見守ってくれている安心感がある。

<p>多世代のコミュニティづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 介護住宅の住居者から孤独で寂しいとの声を聞く。高齢者と若い人が交流できる場所が必要。お茶が飲める小さな施設で良いが、理想は多世代が同居するマンションがあると良い。現在、その様な交流の場として児童センターがあるが駅の南側でない。 • コミュニティの場が実際あっても情報提供が弱い。努めて情報を取りにいかないと知ることができない。また広報等は明らかに高齢者向けの体裁ではなく、目に留まるかわいらしい工夫がほしい。車椅子でも大丈夫といった小さな情報も必要。 • 政府はC C R C構想を進めている。これは、高齢を迎え、病気になる前の若い健康な状態で、コミュニティをつくり、支え合うことを目指すものである。 • シルバーピアは戸数も少ないため、都営住宅の単身高齢者の方も、その様な自分たちでコミュニティを築いていくところに住むと良い。都営住宅の空いた部屋には若い方を呼び込めると良い。 • 多世代で支え合うことが大事である。 • 4つ目の施策の方向性における「みんなが支え合う」という観点が一番大切。市は、市民と市内の様々なサークルとを繋ぐ支援をして頂きたい。そこから健康や文化的なコミュニティが広がる。協力したサークルには補助金ではなく、ポスター等の掲示許可や公共施設の料金免除といった特権を付与すると効果的ではないか。 • 大学と協力した「支え合い」の実践を提案したい。市は、空き店舗や空き施設をリノベーションし、多世代交流の場とする。学生は地域づくりの経験を就職活動に生かすことができる。 • 商店街等にある空き店舗を利用することは良い。遠くに行くより、小さくても近くに何箇所かあると安心できる。児童センターは、子どもだけで行くには少し遠い。 • 多世代も含めて誰でも自由に参加できるような大きい枠組みが子どもの情操教育のためには必要。例えば運動会も小学校間で競い合うことはできないのか。老人会も個々の団体で活動するのではなく、清瀬市全体として交流ができると良い。
<p>介護・出産等による離職者への就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生活保護受給者ではなくても、介護離職者が週3日程の短時間で働くことができる場所が必要。 • 出産に伴う離職者の復職のニーズも高い。ふるさとハローワークに入りやすい雰囲気作りがほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> 市内に労働市場が少ないが、2025年に向けて介護職員が10万人程度不足するとのことなので、介護人材を育成する取り組みを、市内三大学と連携して取り組んでほしい。
生活困窮者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとハローワークとの連携が重要である。困窮に陥る前に、若い方に対しても支援を行う必要がある。そのためには生活困窮者自立支援法による取り組みに加えて、子どもの教育、健康を保つ等の防止策が必要。 生活保護を受給した後も、自立に向けて、うるさいと言われる位しっかりと、就労を促すことが必要。 就労に対して事業者の協力を得ながら実施すると良い。広報を使って偏見を無くすことも大切である。NPO団体や社会福祉法人が多いので連携が大事。
生活困窮に陥る前の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 市内にセントラルスポーツクラブがあるが費用が高い。市の健康増進室は小さい。東久留米市の東京ドームスポーツセンター東久留米のように使いやすくなると良い。 子どもが体を動かせる場所や習慣作りが大切。缶けりや竹馬等を通して、高齢者と子どもが交流できる広場があると良い。 季節毎の花や緑、けやき通りの彫刻が美しい。それらをポイントにお勧めのウォーキングコースを設定し、フェイスブックやツイッターで拡散し、若い人に発信してはどうか。清瀬市に来た友人が、ケヤキ通りの彫刻が素晴らしいと言っていた。今あるものを活用することが重要。 ゲームアプリの「ポケモンGO」が流行っているが、同会社が作成した「インGRES」で清瀬市の彫刻がポイントになっている。バスに乗らずに散策したことがあり、健康づくりには有効な仕掛けになっている。 健幸ポイントが気になっている。もっと情報の拡散をした方が良い。
生活保護の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の支給の適正化、不正受給の防止、真に必要な時に通院を促すといったことも大切な点である。 不正受給をする人は抜け道を探しているので市が防止するのは大変。市は十分やっているように感じる。 生活保護制度の必要性は当然高いが、受給者以外の市民は実態を知らないなので、市報等の広報が必要。
子どもの貧困に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困については、学習面や生活面の支援に高齢者人材を活用すると良い。 不登校や引きこもりは、そもそも学校に行きたくないため、学

	<p>校ではない場所に居場所を作ることが大事。そこで仕事を退職されたような方々が支援し、子どもが卑屈にならず、不登校はたいしたことではないと思えるような、気軽に時間を潰すことができる場所となると良い。ドロップアウトしても戻ってこられることが大事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校自体が、子どもが楽しいと思える様な存在になると良い。自身が小さい頃、学校には遊ぶために行っていた。学校は福祉と切り離せない。楽しいと思える雰囲気を作って頂きたい。
--	--

3. 施策 321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育

施策の方向性(まとめ)	
	<ul style="list-style-type: none"> • 一住民としての、子どもの人間性の向上を図るために、昔の人が生き抜いた様や歴史等の教育を行う他、部活動の指導人材の確保、道徳の授業にモラルや社会性を取り入れること等が必要である。 • 先生一人当たりの子どもの数は、40人と多いが、法的に定められた数であるため、地域住民や外部の人材に学校教育の協力を頂くといった何らかの形で、より多くの大人が子どもに関わる環境をつくることが重要である。 • 勉強の意欲に繋がるため、小学校のうちから、将来なりたい仕事や夢を持てるような取り組みを強化していくことが必要である。 • 体力テストの結果を一人一人の能力の向上・改善に繋げることや、ICT教育が機器を使うこと自体ではなく、機器によって何らかの能力が効果的に向上されることが重要である。
項目	委員の主な意見
学力以外の 生きる力の 教育	<ul style="list-style-type: none"> • 小学校はまだまだ高学年に上がる程、知識を増やす大事な段階であるが、中学校においては精神の方が大事。例えば、昔の人の生き抜いた様や歴史を教えることは、英語等の知識の詰め込みより大切である。今現在だけを教えても足元が見えなくなる。社会を生き抜く精神が落ちると学力も落ちる。国際的にも日本の大学生の学力が落ちている。子どもの時からたくましく生きることを学んでほしい。郷土博物館を小学校低学年から授業等で活用し、自分の市の歴史を知ることが大切。 • 道徳の授業は、モラルや社会性に重点が置かれていないので、それらを道徳の授業に取り入れれば、10年後の姿に近づく。
通学路	<ul style="list-style-type: none"> • 通学路で暗くて危ない場所がないよう、子どもたちを安全に通わせるようにしてほしい。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> • 部活動も授業と同様に重要である。その一方で顧問の質が問われる。専門外の場合、外部の人材による対応も手段の一つだが

	費用も要するので課題である。
義務教育期間後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当や医療費給付等、義務教育期間の支援はあるが、さらにお金がかかってくる高校や、大学への経済的支援も必要である。 日本は韓国に次いで、国が教育にお金を使っていない。教育に対する自己負担が大きい国であり、一方で税金が安い国でもある。今の高齢者が現役の時は、高い累進税率の所得税、会社は法人税を払っており、みんなお金がなくてものんびり生活していたが、いつしか手取り収入が多いことが幸せだとシフトした。現在の税負担では、国も市も義務教育期間後を支援することは難しいところである。
学校運営に関わる人の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学力の向上や生きる力を身につけ、また国際化の中で発言できる人を養成するためには教員の数が少ない。日本の40人学級は生徒が多い。正規の教職員のみならず、子どもに対応する人の数を増やすことを提案したい。2005～2006年のスウェーデンの話だが、20人学級を越えると副担任や地域の市民が入り、目が届く環境が保たれていた。学校地域支援本部がヒントになるかもしれないが、専任の教員ではなくても、何らかの形で子どもに関わる人の確保をして頂きたい。
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学校のうちから、将来なりたい仕事や、夢を持てるような取り組みをして欲しい。そのために勉強に励むことにも繋がってくる。
体力テストの結果を活かす取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 体力テストで測定を行った後は、結果の芳しくない子たちを集めて、次年度に向けて向上させるといった取り組みがほしい。

4. 施策 432 商工業の振興

施策の方向性(まとめ)
<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化を図るため、清瀬市の商店街としてのイメージ戦略が必要である。コンサルタントを入れながらイメージ戦略に基づいた店舗づくりやイベントを実施することで商店街の個性や魅力を高めることができる。 空き店舗の解消策として、後継者の育成を進めるとともに、誰でも気軽に参加できる起業相談会等を定期的に設け、新規出店しやすい環境を作ることが必要である。一方、店舗を安心して貸し出せるよう、貸す側に対する保障制度を設けることも重要である。 商店街には高校生で賑わう店舗もあるため、人気の店舗が更に増えるよう、

客観的な視点で具体的に助言してくれる人や機会を設ける等、個々の店舗への経営支援が必要である。

- 良い店が埋もれているので、マップ等を作成し、清瀬ひまわりフェスティバル等で配布する他、まずは来て見て、魅力を知ってもらうために、駅前等の立地の良い場所で定期的にマルシェ等のイベントを行い、商店街の宣伝を行うことが必要である。
- 行政主導から、商業主導の商店街づくりや店舗づくりを進め、補助金に頼らなくても、しっかりと経営できる商店街づくりを進めることが必要である。

項目	委員の主な意見
清瀬ひまわりフェスティバル	<ul style="list-style-type: none"> • 清瀬ひまわりフェスティバル会場までのひまわり通りに、歩くのが楽しくなるような工夫をしてほしい。 • 「清瀬ひまわりフェスティバル」は、来場者の満足度が高いので、全国的に有名なテレビ番組等に取り上げられれば更に盛り上がる。投資として宣伝にはお金をかけるべきである。 • 気象衛星センターがもう少し頻繁に見学ができれば、マニアの人は特に喜ぶが、人気が出てとても流行ると思うので、ぜひ年2回程お願いしたい。
商店街のイメージ戦略	<ul style="list-style-type: none"> • 商店街は、チェーン店等の出入りが激しく、商店街の方向性を示すイメージ戦略が見えない。武蔵小山や川越のように、清瀬市としてのイメージ戦略を、コンサルタントを入れながら作ると良い。駅周辺の商店街はよく利用するが、車椅子や杖でも行けるよう舗装され、買い物がしやすい場所であるのもったいない。 • 地産地消のカフェ等、地元で根付きつつ新しい風を取り込み、ちょっと歩きたくないような場所になってほしい。 • 清瀬市は野菜がおいしい。「おいしい」という情報の拡散力は強い。例えば地場産野菜のレストラン等の専門性を持った店の出店が、チェーン店を呼び込むより大事。
商店街の魅力の強化	<ul style="list-style-type: none"> • スーパーの品揃えや生鮮食品の鮮度に満足している声は少ないので、個人商店でも、品揃えや鮮度が良ければ買う。 • 静岡県のある自治体で高齢者の方に対して、ラジオ体操等の後に、まとめてバスで商店街まで送迎するサービスがあるが、一つ参考になる。 • 転入したばかりの市民は商店街に馴染みがないと近寄りたがたい面があるのでイベントをすることも大事である。 • 商店街の祭りは、商店街の前を通る機会になる。ふれあい通りのチキン屋のように、特定の店には高校生が集まっており、魅

	<p>力的なところには人が集まる。曇りガラスになっている店等は入って良いのか分からないので、もう少し入りやすい店が増えると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 清瀬駅の南口の方は、子どもや若い人向けの商品を扱っている店舗がない。西友の様に、商店街で買い物が全て済むようになると良い。 • 清瀬市内の様々なイベントに来た方々が、商店街を回遊するしくみをつくる。
<p>市場・物産展</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市の地場産野菜について直売所を回りながら、より良いものを購入しているが、新潟県の定期市（いち）のような場所があると良い。そこで手作りのものも販売できる場があれば活性化に繋がる。 • 高齢者にとっては南口から北口にある農協は行きにくい。北口と南口を繋ぐ循環バスがあると良い。 • 外から人を呼び込む物産展等のイベントがほしい。例えば駅の近くで、月一のマルシェを実施。まず市に来てもらうことが大事。そして地場産野菜を食べてもらい、まちを見てもらい、様々な市内にある魅力を知ってもらう。そこで出る意見を聞き、生かしていくことが必要。 • 地方には特産品等の物産展がある。清瀬市も空き店舗を使った物産展を開催し、市が管理すれば店舗の持ち主も安心する。味の良い店であれば価格が高くてニーズはある。
<p>各店舗の魅力・経営の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 商店街全体の取り組みに加え、商店を継続させるために、店舗毎に対する取り組みも必要。 • 店舗の魅力を高めることが一番大切。実家も自分の店の魅力を分かっていないため、当たり前だと思って取り組んでいないこと等がある。客観的な視点で具体的に助言してくれる人や機会があると良い。例えば飲食店では、客が好むメニューを助言してもらい、それをグルメサイトに掲載する等。 • 個々の店舗の経営支援や後継者育成も重要になる。店舗を貸したいが住居と一緒にであると言った課題もあり、商店自らうまく商売ができるようにするための支援が重要である。
<p>空き店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 実家の商店が、将来空き店舗になった場合、貸し出したい気持ちもあるが、2階の住宅部分と直結しており、防犯上の心配や原状復帰のトラブルの懸念がある。商店街は活気がある方が良いので、空き店舗に新たに新店ができるよう市がうまく取り持つと良い。

	<ul style="list-style-type: none"> 閉まっている店を訪問し、活用について助言することが必要。また市が空き店舗の貸し借りの仲介に入れば貸す側も安心できる。一週間単位で、例えば手作りのものを出店する等の利用ができると良い。
起業	<ul style="list-style-type: none"> 個人商店にも市民ニーズはあるが、商店街が親から子への継承だけでは先細るのは必至。新規出店しやすい環境を作る必要がある。起業相談会等を定期的に設け、素人でも気軽に参加できると良い。
商店・商店街・商工会の主体性	<ul style="list-style-type: none"> 国の「まち・ひと・しごと総合戦略」でも地域が主体となってまちを盛り上げることが進められている。商工業の振興でも、比較的行政主導の取り組みが多いため、商店や商工会がより主体的に取り組むことが必要である。 行政主導ではなく、商業主導の商店街や商店づくりを進めていく必要がある。現在イベントも行政が主体的に実施しているように見える。東京都は商店街に対する補助金が手厚いため、商店街も補助金に依存しがちな面がある。補助金に頼らなくても、しっかりと経営していける商店街づくりが重要である。

5. その他

項目	委員の主な意見
委員会運営について	<ul style="list-style-type: none"> 第1回説明会と第2回評価会の期間を、委員個人の調査期間として、もう少し空けた方が良い。

資料

1. 平成 28 年度清瀬市行政評価外部評価委員会委員

① 清瀬市行政評価外部評価委員会委員(学識を有する者2名)

氏名	所属等	グループ
◎ 星野 泉	明治大学政治経済学部 教授	A
○ 伊加田 直孝	有限責任監査法人トーマツ マネジャー	B

② 清瀬市行政評価外部評価委員会委員(市民委員8名)

氏名	所属等	グループ
川島 静子	無作為抽出による公募市民	B
佐藤 健二	無作為抽出による公募市民	B
佐藤 拓也	無作為抽出による公募市民	A
菅井 隆弘	無作為抽出による公募市民	B
鈴木 愛梨	無作為抽出による公募市民	A
谷富 美和	無作為抽出による公募市民	B
中山 雅視	無作為抽出による公募市民	A
三島 幸乃	無作為抽出による公募市民	A

※◎:委員長、○:副委員長

※敬称略、五十音順

③ 無作為抽出による公募の導入

平成 28 年度より、広く市民の皆さんの市政への関心を高めるとともに、サイレントマジョリティ(物言わぬ多数派)の意見を聴取することができるよう、以下の方法で無作為に抽出した 1,000 名の市民から公募を行いました。

✚ 応募資格

- 対象者名簿(6月6日時点、住民基本台帳から無作為に抽出した清瀬市内在住の 18 歳以上の市民 1,000 人)に記載のある者
- 清瀬市職員及び清瀬市市議会議員は対象者名簿から除外

✚ 募集概要

- 応募期間6月6日(月)～7月8日(金)
- 市ホームページの応募フォーム、FAX、郵送、持参により受付

✚ 募集結果

- 応募者数 45 名(男性:25 名、女性:20 名)
※うち 1 名辞退
- 清瀬市まちづくり基本条例第 10 条第 2 項の「男女同数」の原則や、年齢、地域等を考慮した上で抽選により 8 名を選定

2. 委員会日程

日程	内容
第1回 8月2日(火)	説明会
第2回 8月7日(日)	評価会

3. 委員会開催経過

① 説明会

開催日時	8月2日(火)午後6時30分～午後8時
開催場所	男女共同参画センター アイレック 会議室1・2
出席者	《委員》 星野委員長、伊加田副委員長、川島委員、佐藤健二委員、佐藤拓也委員、菅井委員、鈴木委員、谷富委員、中山委員、三島委員 《事務局》 企画部長、企画課長、企画調整担当職員2名
内容	1. 開会 2. 本日の進め方 3. 委嘱状の交付・自己紹介 4. 委員会の設置について 5. 委員長・副委員長選任 6. 諮問状の交付 7. 委員会の公開について 8. 行政評価制度について 9. 第2回委員会(評価会)について 10. 清瀬市の財政状況・人口推計について

② 評価会

開催日時	8月7日(日)午前9時30分～午後1時30分
開催場所	男女共同参画センター アイレック 会議室1・2
出席者	<p>《委員》 星野委員長、伊加田副委員長、川島委員、佐藤健二委員、佐藤拓也委員、菅井委員、鈴木委員、谷富委員、中山委員、三島委員</p> <p>《担当所管》 市民生活部長、健康福祉部長、教育部長、教育部参事、産業振興課長、生活福祉課長、子ども家庭支援センター長、生涯学習スポーツ課長</p> <p>《事務局》 企画部長、企画課長、企画調整担当職員3名</p>
傍聴者人数	1人
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 本日の進め方 3. 評価① Aグループ 施策 123 Bグループ 施策 213 4. 評価② Aグループ 施策 321 Bグループ 施策 432 5. 全体共有

③ 答申

8月26日、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第7条に基づき、星野委員長より渋谷清瀬市長に、外部評価結果について答申がされました。

4. 清瀬市行政評価実施要綱

平成17年5月25日訓令第46号

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、市の行財政運営の継続的な見直しを行うとともに職員の意識改革を図り、市政に関する市民への説明責任を果たし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が行う施策や事務事業等の行政活動について、その実施結果及び効果を分析し検証を行うことをいう。
- (2) 施策 清瀬市長期総合計画で掲げるまちづくりの基本目標を達成するために、具体的に推進する方策等をいう。
- (3) 事務事業 清瀬市長期総合計画で掲げる施策を展開するための手段である具体的な取り組み内容をいう。
- (4) 清瀬市行政評価委員会 行政評価の円滑な執行を図るとともに、評価の客観性を確保することを目的に設置する委員会をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、清瀬市組織規則（昭和48年清瀬市規則第8号）第2条により設置された課等、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第2条第1項により設置された課、清瀬市立図書館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第5号）第2条により設置された課、清瀬市郷土博物館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第6号）第2条により設置された課、会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年清瀬市規則第13号）第1条により設置された課、清瀬市議会事務局設置条例（昭和35年清瀬町条例第9号）第1条により設置された局、清瀬市監査委員条例（平成14年清瀬市条例第25号）第3条第1項により設置された局、清瀬市選挙管理委員会規程（平成8年清瀬市選挙管理委員会規程第1号）第19条第1項により設置された局並びに清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程（昭和45年清瀬市農業委員会規程第1号）第2条により設置された局（以下「課等」という。）の所掌する施策及び事務事業を対象とする。

(行政評価の内容)

第4条 行政評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一次評価 清瀬市長期総合計画で掲げる施策を所管する部及び課において、施策の達成状況や課題を分析し、施策を構成する事務事業の

将来的な方向性を判断する。

- (2) 第二次評価 第一次評価の結果を受け、清瀬市行政評価委員会が施策を構成する事務事業の資源配分を協議しながら、全庁的な視点で施策の課題と方向性を判断する。

(行政評価委員会の設置)

第5条 行政評価の円滑な執行を図るため、清瀬市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施策を所管する部及び課に第一次評価の実施について通知すること。
- (2) 第一次評価の結果を受け第二次評価を実施すること。
- (3) 第二次評価の結果を市長に報告すること。
- (4) その他、委員長が必要であると認めること。

(委員会の組織及び運営)

第7条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が事前に指名する委員をもって委員長の職務を代理させる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(行政評価の実施)

第9条 第6条第1号に規定する通知を受けた部及び課は、速やかに行政評価を実施するものとする。

(外部評価)

第10条 行政評価については、その客観性を確保するため、外部の異なった視点による評価（次項において「外部評価」という。）を実施するものとする。

- 2 外部評価の実施方法その他の外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(行政評価の公表)

第11条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年5月25日から施行する。
(清瀬市行政評価委員会設置要綱の廃止)
- 2 清瀬市行政評価委員会設置要綱(平成16年清瀬市訓令第53号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日訓令第23号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役がこの訓令施行後において任期中にあるときは、改正前の要綱第3条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日訓令第61号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

委員会を組織する者
副市長、企画部長、総務部長、企画課長、財政課長、その他委員長が必要と認める者

5. 清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年5月31日訓令第60号

(目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に市民等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が指定する施策について市民又は専門家の視点で評価すること。
- (2) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (3) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議において議事を決するときは、出席委員の過半数以上の賛

成等を要するものとする。

(外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。